

○重層的支援体制の整備の促進

➢属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の推進

拡
充

社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室（内線2289）

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）

令和6年度当初予算案

	【包括的相談支援事業】	374億円	(213億円)	※ ()内は前年度当初予算額
	【地域づくり事業】	116億円	(82億円)	※ ()内は前年度当初予算額
	【多機関協働事業等】	53億円	(27億円)	※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、市町村が、創意工夫をもって、属性を問わない包括的な支援体制を構築することが必要。
- 社会福祉法に基づき、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施し、相談・地域づくり関連事業等に係る交付金を一括化。**実施市町村の増加を見込みつつ（R6は346市町村で実施する予定）**、各市町村で包括的な支援体制の構築を進める。

2 事業の概要（以下の全ての取組を実施）

包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止める。

介護 地域包括支援センターの運営	子ども 利用者支援事業
障害 障害者相談支援事業	困窮 自立相談支援事業

地域づくり事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護 一般介護予防事業及び生活支援体制整備事業	子ども 地域子育て支援拠点事業
障害 地域活動支援センター事業	困窮 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

多機関協働事業等

- 単独の相談支援機関では対応が難しい者へのアセスメントや支援プラン作成、重層的支援会議の開催による関係機関の役割分担・支援の方向性の共有等を行う。（多機関協働事業）
- 制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、関係機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援等を行う。（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）
- 社会とのつながりが希薄化している者に対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。（参加支援事業）

3 実施主体等

実施主体

市町村

負担割合

- ・ 多機関協働事業等について、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- ・ 包括的相談支援事業及び地域づくり事業については、各法に基づく補助率・負担額を維持

実施市町村数

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(予定)
42	134	189	346

○生活困窮者自立支援等の推進

➢生活困窮者の相談支援、就労支援及び家計改善支援の強化、緊急一時的な居所確保を含めた住まい支援の強化

拡
充

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
（内線2879）

生活困窮者自立支援制度の実施体制の確保 （必要な人員体制を確保できる補助体系の見直し）

令和6年度当初予算案 531億円の内数（545億円の内数）※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- コロナ禍で顕在化した新たな支援者層や孤独・孤立問題の深刻化、支援ニーズの多様化等の現状を踏まえ、自立相談支援事業等の補助体系の見直しを図り、自治体に対して支援の実施状況に応じた適切な支援を行うとともに、生活困窮者への支援の質の向上を図る。

2 事業の概要・スキーム

【自立相談支援事業に係る見直し案】

- ① 基本基準額の見直し
 - ・ 基本基準額について、人口規模に対する標準的な支援件数と当該件数に対して必要な支援員数を踏まえた金額に見直す。
- ② 支援実績加算の実施
 - ・ 標準的な支援件数以上の支援実績がある場合について、基本基準額に当該実績に応じた加算を行う。
- ③ 支援の質の評価に係る加算の創設
 - ア 良質な人材の確保
 - ：常勤職員・有資格者・経験年数の長い職員等を一定割合確保している場合
 - イ 取組内容の評価
 - ：アウトリーチ支援体制の整備、支援会議を活用した地域づくりの取組等を実施している場合

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体） 負担率：3／4

令和6年度当初予算案 531億円の内数(545億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 就労準備支援事業及び家計改善支援事業は、生活困窮者の生活の立て直しや自立を支援していく上での重要な取組であり、更なる推進を図っていく必要がある。このため、両事業の補助体系の見直しを図り、自治体における支援の実施状況に応じた適切な補助を行うとともに、支援の質の向上を図る。
- また、就労準備支援事業では、交通費負担が就労体験の利用に繋がらない原因の一つになっていることから、就労体験利用時の交通費の負担を軽減する仕組みを創設し、就労に向けた取組を推進する。

2 事業の概要・スキーム

(1) 就労準備支援事業・家計改善支援事業の補助体系の見直し

- ① 基本基準額の見直し
 - ・ 基本基準額について、標準的な支援件数と当該件数に対して必要な支援員数を踏まえた金額に見直す。
- ② 支援実績に応じた加減算の実施
 - ・ 標準的な支援件数と支援実績との間に一定の乖離がある場合、基本基準額に当該実績に応じた加減算を行う。
- ③ 支援の質の評価に係る加算の創設
 - ア 良質な人材の確保
 - ：常勤職員・有資格者・経験年数の長い職員等を一定割合確保している場合
 - イ 取組内容の評価
 - ：アウトリーチ支援体制の整備、就農訓練事業(就労準備)、司法専門職との連携(家計改善)等を実施している場合

(2) 就労準備支援事業における就労体験先への交通費支給

就労体験利用時の交通費の負担を軽減する仕組みを創設し、就労に向けた取組を推進。

※実施主体が、就労体験等の利用が効果的と判断し、支援プランに位置づけることを前提として、交通費の負担を軽減する仕組みを創設

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体)

補助率：就労準備支援事業：2/3

家計改善支援事業：1/2 (自立相談支援事業・就労準備支援事業と一体実施している場合には2/3)

令和6年度当初予算案 531億円の内数(545億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活困窮者には様々な要因により緊急一時的な居所確保が必要となることがあるが、一時生活支援事業の要件である収入・資産を確認できる書類を必ずしも持ち合わせていない場合がある。こうした生活困窮者に対して、必要な支援に繋ぐまでの間、宿泊場所や滞在中の食事の提供等による一時的な支援を可能とするため、一時生活支援事業において加算を創設する。

2 緊急一時支援の加算創設の内容

【現行の事業対象者】
・住居を持たず収入・資産が一定以下の生活困窮者



【見直し後の事業対象者】
・住居を持たず収入・資産が一定以下の生活困窮者

- ・ **緊急一時的な支援が必要な生活困窮者**
- ・ **原則365日受入れ対応**

3 緊急一時支援のスキーム

- **緊急一時的な支援が必要な生活困窮者に対して**、宿泊場所や滞在中の食事の提供等による一時的な支援を行うとともに、**支援先・受入れ先の調整等を行う**。

<緊急一時的な対応の依頼>

原則365日受入れ(断らない支援)

自治体
自立相談機関

相談

緊急一時的な
支援が必要な
生活困窮者
※2

一時宿泊施設(シェルター)※1

【現行の一時生活支援事業による対応】
・宿泊場所の供与、食事の提供 等

【**緊急一時支援による対応**】
・ **簡易なアセスメントによる支援先・受入れ先の調整への協力**
・ **受入れ施設・地域の調整への協力 等**

必要な支援へのつなぎ

支援先の例
・地域包括支援センター
・障害者就業・生活支援センター
・自立相談支援機関
・生活保護
・婦人相談所(女性相談支援センター)
・児童相談所

受入れ先の例
・老人ホーム
・ショートステイ
・自立支援センター
・救護施設
・婦人相談所(女性相談支援センター)一時保護所
・児童養護施設
・自立準備ホーム

各分野の支援事業・支援機関

生活困窮者自立支援法
に基づく支援

法以外の支援

民生委員による見守りなど
インフォーマルな支援

※1 既存のシェルターの活用を想定

※2 具体例

- ・友人宅で生活していたが同居人とのトラブルで家を追い出されたケース
- ・DV被害で自宅に帰れないケース

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体) 補助率：2/3

生活保護受給者等就労自立促進事業

職業安定局総務課訓練受講支援室
(内線5796)

令和6年度当初予算案 72億円 (72億円) ※()内は前年度当初予算額

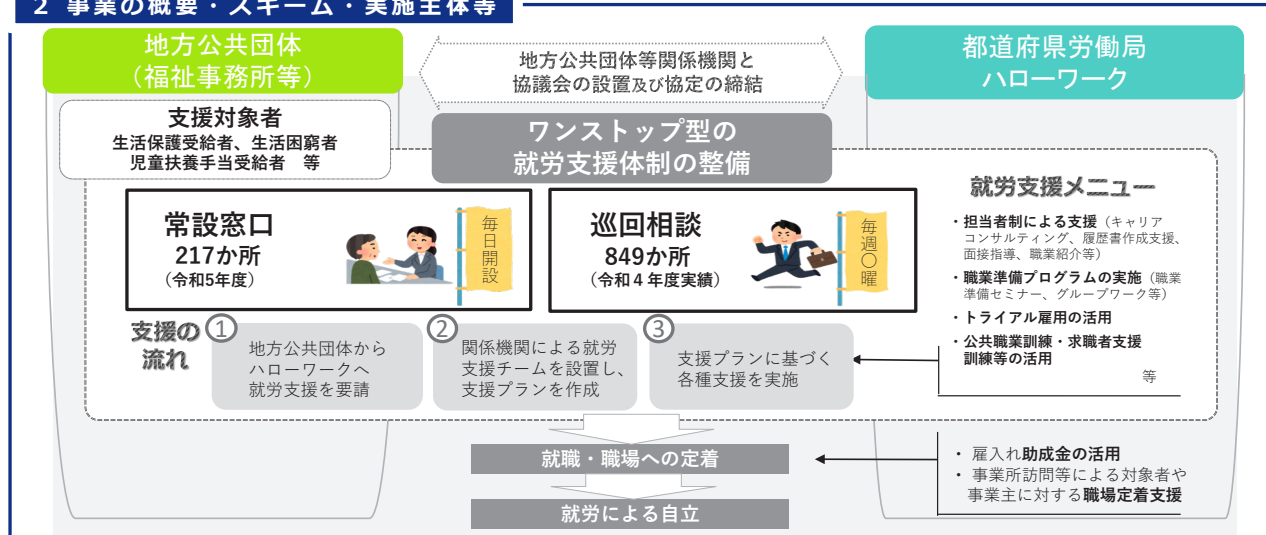
労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	5/6		1/6

1 事業の目的

労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労による自立促進を図るため、ワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備。地方公共団体にハローワークの常設窓口の設置や巡回相談等により、関係機関が一体となった就労支援を実施。

特に生活保護受給世帯のうち稼働能力を有するとみられる「その他の世帯」数は高止まりの状態であるとともに生活困窮者においても新型コロナウイルス感染症の影響に伴う離職等により増加傾向であるため、福祉事務所や自立相談支援機関等との連携による就労支援を推進。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



特定求職者雇用開発助成金 (生活保護受給者等雇用開発コース)

職業安定局総務課訓練受講支援室
(内線5796)

令和6年度当初予算案 70百万円 (80百万円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

生活保護受給者等には、就労経験が乏しいことや家庭の事情等、就労に当たって複合的な阻害要因を抱えている者がおり、これらの者を雇い入れる事業主は、就労時間や作業負荷等の雇用管理上の配慮が必要となる。このため、生活保護受給者及び生活困窮者を雇い入れる事業主に助成金 (特定求職者雇用開発助成金 (生活保護受給者等雇用開発コース)) の支給を行うことにより、これらの者の雇入れ及び継続雇用を促進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

(1) 対象事業主

生活保護受給者又は生活困窮者 (※) を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

※地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者又は地方公共団体が就労支援を行った者であって、支援期間が通算して3か月を超える者

(2) 助成対象期間

1年

(3) 支給金額

短時間労働者以外の者: 30万円 (25万円) ※1 × 2 ※2

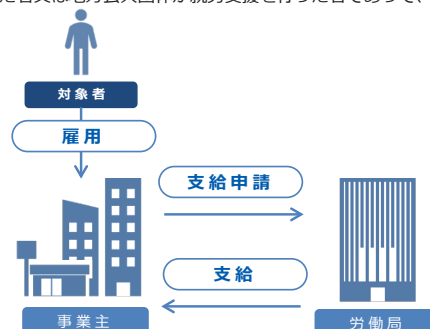
短時間労働者: 20万円 (15万円) × 2

※1 括弧内は中小企業以外に対する支給額

※2 6か月ごとに2回支給

(4) 支給実績

令和4年度: 124件





被保護世帯の高卒就職者の新生活立ち上げ費用の支給

社会・援護局保護課
保護事業室（内線2833）

令和6年度当初予算案 保護費負担金の内数（一）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 被保護世帯の子どもが、本人の希望を踏まえた選択に基づいて高等学校等を卒業した後に就職することは、被保護者の自立の助長の観点から重要である。
- 被保護世帯の子どもが高等学校等卒業後に就職する際に新生活の立ち上げ費用に対する支援を行うことで、安定した職業に就くことを促進する。

2 支給要件等

- 支給対象：高等学校等を卒業後、就職により保護を必要としなくなったと認めた者
- 支給額：別居30万円、同居で世帯が保護廃止となった場合10万円

3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）
 - 負担率：3／4
- ※通常国会への提出を検討している生活保護法の改正法案に盛り込む予定（進学準備給付金の支給対象の拡大）
※令和6年3月に高等学校等を卒業し、同年4月から就職する者に対して遡及して支給する方向で検討中

就労自立給付金のインセンティブ強化

社会・援護局保護課
保護事業室（内線2833）

令和6年度当初予算案 保護費負担金の内数（保護費負担金の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 就労・増収等を通じた自立への意欲を喚起する取組を強化するため、就労自立した際のインセンティブとして、就労自立給付金の算定方法を就労期間に応じてメリハリをつける見直しを行う。

2 支給要件等

- 支給要件：安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認めたもの
- 支給時期：世帯を単位として保護廃止時に一括支給
- 支給額：上限額 単身世帯10万円、複数世帯15万円
- 再受給までの期間：原則3年間
- 算定方法：「最低給付額(※)」に「算定対象期間における各月の就労収入額に対し、その各月に応じた算定率を乗じて算定した金額」を加え、上限額といずれか低い額を支給額とする
※脱却までの積立期間が1月長くなる毎に一定額を減額させる

3 実施主体等

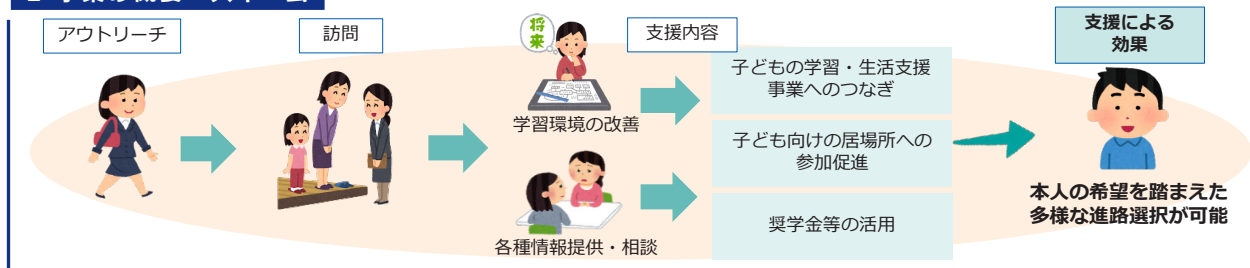
- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）
- 負担率：3／4
- 施行時期：令和6年10月（予定）

令和6年度当初予算案 1.6億円（-）※（ ）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活保護受給中の子育て世帯については、子どもが将来の進学に向けた意識などの面で課題を抱えていることや、保護者も周囲の地域との関わり合いが少ない傾向があり、必要な情報や支援が届きにくいという課題がある。
また、福祉事務所のケースワーカーは、子どもの教育面での支援に際し、子どもの発達についての知識などが不足しているなどの課題もある。
- 貧困の連鎖を防止する観点から、生活保護世帯の子ども及びその保護者に対し、ケースワーカーによる支援を補い、訪問等により学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行い、本人の希望を踏まえた多様な進路選択に向けた環境改善を図る。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）
 - 補助率：2／3
- ※通常国会への提出を検討している生活保護法の改正法案に盛り込む予定。

○障害者支援の促進、依存症対策の推進

➤障害福祉サービス事業所等の整備、意思疎通支援事業等による地域生活支援の推進

社会福祉施設等施設整備費補助金

障害保健福祉部障害福祉課
（内線3035）令和6年度当初予算案 45億円（45億円）※（ ）内は前年度当初予算額
※令和5年度補正予算額 102億円

1 事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的としている。

2 事業の概要

障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、自治体の整備計画に基づいた民間事業者による通所施設等の整備を推進する。



3 実施主体等

- 実施主体：社会福祉法人等
- 補助率：1／2（間接補助）
（負担割合：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／4、設置者1／4）
- 対象施設：ア 障害者総合支援法関連
障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援）、居宅介護事業所（居宅介護、行動支援）、短期入所施設、共同生活援助事業所（グループホーム）等
- イ 生活保護法等関連
救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設 等
- ウ 売春防止法等関連
婦人保護施設、婦人相談所一時保護所 等

事業実績：162件（令和4年度）

令和6年度当初予算案 505億円（504億円） ※（）内は前年度当初予算額

○地域生活支援事業 444億円（445億円）（注）
○地域生活支援促進事業 60億円（59億円）

注）地域共生社会の実現に向けた里居的支援体制整備事業※の対応分を含む。
また、令和5年度予算額は、令和6年度障害福祉サービス報酬改定により障害福祉サービス報酬へ移行する「地域移行のための安心生活支援事業」分を除く。
※ 障害分は基幹相談支援センター等機能強化事業等分、地域活動支援センター機能強化事業分。いずれも基本事業の交付税措置分を除く。

1 事業の目的

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業や政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○ 地域生活支援事業

（障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条）（※統合補助金）

事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

【補助率】

- ①市町村事業：国1／2以内、都道府県1／4以内で補助
- ②都道府県事業：国1／2以内で補助

【主な事業】

- ①市町村事業：移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援
- ②都道府県事業：発達障害者支援センター運営事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業、福祉ホーム

○ 地域生活支援促進事業（平成29年度創設）

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業（特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。）

【補助率】国1／2又は定額（10／10相当）

【主な事業】発達障害者支援体制整備事業、障害者虐待防止対策支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害者芸術・文化祭開催事業

＜事業実績＞

1,730市町村、47都道府県（1,727市町村、47都道府県）
※ 令和3年度実績ベース、括弧は令和2年度

【R6年度当初予算案における主な新規・拡充事業】

- 都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業（新規）
- 都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業（新規）
- 発達障害者支援体制整備事業
- 工賃向上計画支援等事業
- 入院者訪問支援事業
- 障害者ICTサポート総合推進事業
- 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

意思疎通支援事業等の推進（地域生活支援事業）

令和6年度当初予算案 505億円の内数（504億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立などの動向を踏まえると、全ての障害のある方々が、社会の様々な分野において必要な情報の取得や利用、円滑な意思疎通を行うことができるようになる体制を整備することが喫緊の課題となっている。
このため、現在、都道府県等が行う手話通訳等に携わる人材の派遣や市町村が行う意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の設置や派遣等）などの支援体制の構築を推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

1. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業（都道府県必須事業）

（1）事業内容

- ① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
複数市町村の住民が参加する会議等、市町村等での対応が困難な場合に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣する。
- ② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。
- ③ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業
複数市町村の住民が参加する会議等、市町村等での対応が困難な場合に、失語症者向け意思疎通支援者を派遣する。

（2）実施主体：都道府県、指定都市及び中核市（団体等への委託も可能）

（3）補助率：国1／2以内

2. 意思疎通支援事業（市町村必須事業）

（1）事業内容

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通支援を実施する。

（2）実施主体：市町村（団体等への委託も可能）

（3）補助率：国1／2以内、都道府県1／4以内

3. 手話奉仕員養成研修事業（市町村必須事業）

（1）事業内容

聴覚障害者等との交流活動の促進などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。

（2）実施主体：市町村（団体等への委託も可能）

（3）補助率：国1／2以内、都道府県1／4以内

3 事業実績

※令和3年度地域生活支援事業の実績のある自治体割合等

■ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業（都道府県等）

- ① 手話通訳者・要約筆記者 41.1%（R3：53自治体、R2：54自治体）
- ② 盲ろう者向け通訳・介助員 62.8%（R3：81自治体、R2：74自治体）
- ③ 失語症者向け意思疎通支援者 13.2%（R3：17自治体、R2：7自治体）

■ 意思疎通支援事業（市区町村） 77.7%（R3：1,353自治体、R2：1,325自治体）

■ 手話奉仕員養成研修事業（市区町村） 54.6%（R3：950自治体、R2：705自治体）

【推進内容】

自治体によって、障害種別ごとの実施状況が異なっているため、障害種別ごとの事業を実施する自治体の割合100%達成に向けて、実施状況の公表等を通じて取組を推進

➤ 障害福祉サービス事業所における人材確保や処遇改善の促進等のための支援体制等の推進

新規

障害福祉サービス事業所等サポート事業

障害保健福祉部障害福祉課
(内線3036)

令和6年度当初予算案 38百万円 (-) ※ () 内は前年度当初予算額
※令和5年度補正予算額 1.8億円

1 事業の目的

- 障害福祉分野については小規模な事業所も多く、事業所の事務処理や自治体の支援体制等において、以下の課題が指摘されている。
 - ・ 報酬改定や加算の請求など報酬請求に係る事務等について事業所の負担が大きい。丁寧な周知が必要。自治体のノウハウが乏しい。
 - ・ 各事業所(市町村)単位での人材確保対策も困難であり、各都道府県レベルで事業を実施した方が効果的である。
 - ・ 障害福祉サービス等事業所の情報公表制度については、公表済みが8割、財務の状況については4割程度と未だ低調である。
- そこで、報酬手続き等の事務サポート、広報、人材確保対策等を、各都道府県レベルで総合的に支援する体制を整備することにより、令和6年度報酬改定の円滑な施行や、事業所の事務負担の軽減、報酬算定の適正化、ノウハウの蓄積等が期待できる。

2 事業の概要

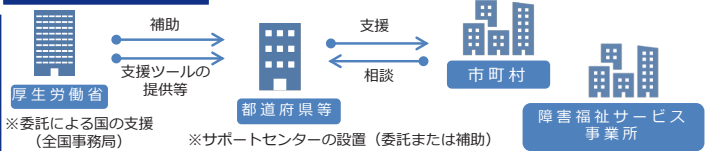
事業所の事務体制等のサポート等を行うため、次の事業を行う場合に必要な事務費等を補助し、各都道府県等における障害福祉サービス等事業所や市町村に対する支援体制の確保を図るものである。

1. 障害福祉サービス等事業所の情報公表や財務状況の見える化促進のための体制の確保
2. 人材確保対策(障害福祉分野のしごとの魅力の発信など)
3. 制度改正等に係る周知・広報(特に、法改正や報酬改定、各種加算のきめ細かな周知、BCP作成支援など)
4. 事業所等からの各種相談等に対する助言等(各種事務に関する照会対応や国からの調査の支援など)
5. 研修等による事業所間のネットワーク構築や事業所等の人材育成

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市
- ◆ 補助率：1/2
- ※ 別途、国が自治体等に対して支援するための経費を措置。
- ※ 「障害福祉サービス等支援体制整備事業」は廃止。
- ※ 地域生活支援事業(しごとの魅力発信事業)は廃止。

4 スキーム等



➤ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

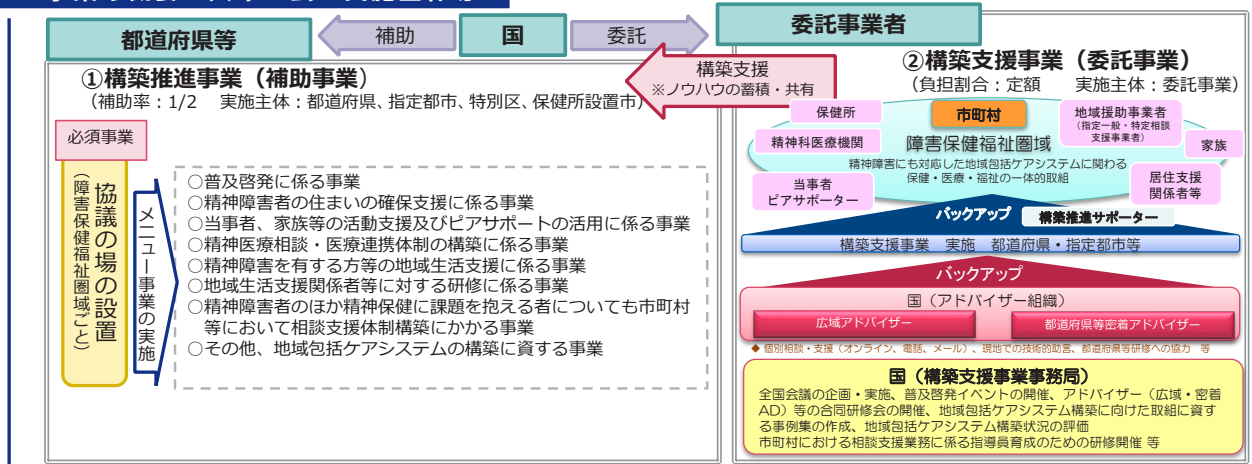
社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課(内線3087)
①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

1 事業の目的

令和6年度当初予算案①5.8億円(6.0億円) ②44百万円(39百万円) ※ () 内は前年度当初予算額

- ① 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。
- ② 国において、地域包括ケアシステムの構築に実践経験のあるアドバイザー(広域・都道府県等密着)から構成される組織を設置する。
 - ・ 都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏域等(障害保健福祉圏域・保健所設置市)における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
 - ・ 関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



3 事業実績

- ①構築推進事業 実施自治体数：113自治体(R4年度) / 109自治体(R3年度)
- ②構築支援事業 19自治体に対して支援を実施(R4年度) / 23自治体(R3年度)

➤ 地域における依存症医療・相談支援体制の整備、民間団体の支援

依存症対策の推進

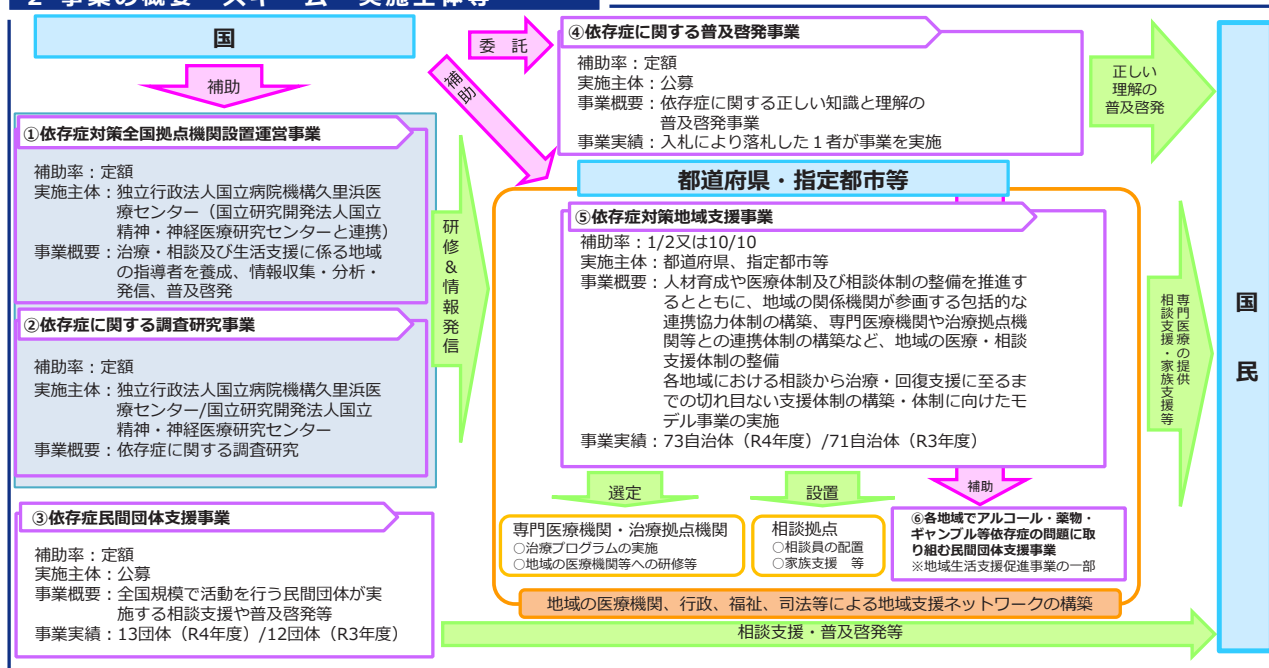
障害保健福祉部精神・障害保健課依存症対策推進室（内線3100）

令和6年度当初予算案 8.4億円（8.4億円）※（）内は前年度当初予算額
※令和5年度補正予算額 2.5億円

1 事業の目的

- 依存症は、その疾病の特性から誤解や偏見があり、依存症と疑われる方やその家族が相談等につながりづらく、十分な治療・支援が受けられていない場合があるといった課題がある。このため、各地域における支援ネットワーク構築、全国拠点機関による人材育成・情報発信や、依存症の正しい理解の普及啓発などを総合的に行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



○ 成年後見制度の利用促進、権利擁護支援の推進

➤ 市町村による中核機関の整備など権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」）

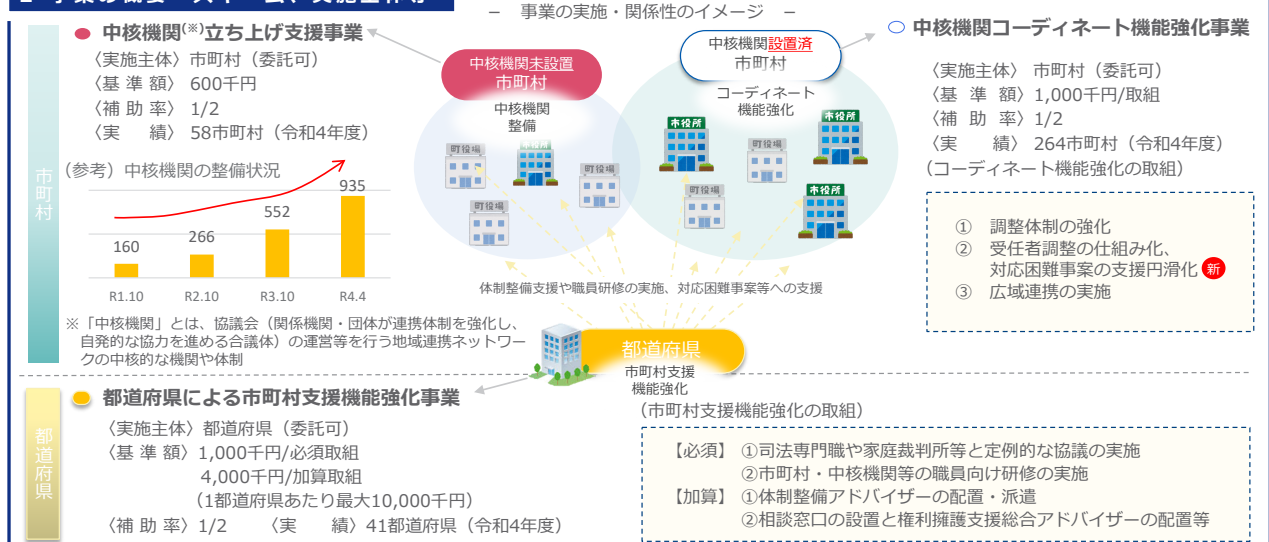
社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和6年度当初予算案 7.8億円（4.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期基本計画に盛り込まれた**令和6年度末までのKPI達成に向け**、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、**全ての都道府県において**、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど**市町村支援機能の強化**を図る。
（都道府県による協議会の設置：令和4年4月1日現在 19都道府県 → 令和6年度末 **全都道府県**）
- 市町村においては、**全ての市町村において中核機関の整備**を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など**中核機関のコーディネート機能の更なる強化**を図る。
（市町村による中核機関の整備：令和4年4月1日現在 935市町村 → 令和6年度末 **全市町村**）

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



多様な主体の参画等による新たな権利擁護支援策構築に向けたモデル事業の実施

拡
充

新たな権利擁護支援策構築に向けた「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和6年度当初予算案 1.0億円（98百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

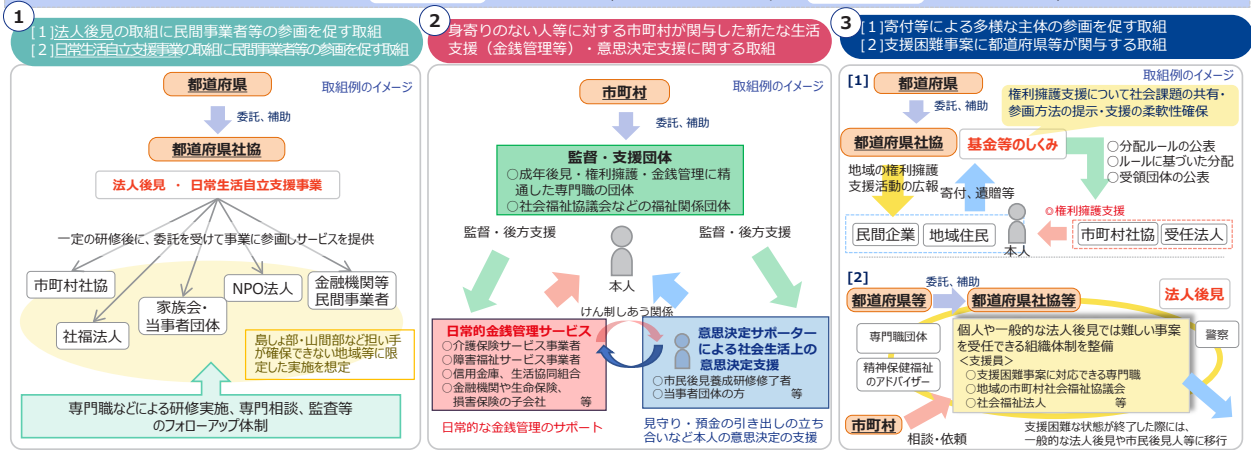
- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、令和4年度から実施している「**持続可能な権利擁護支援モデル事業**」の**実践事例の拡充**を行う。
- 具体的には、新たな権利擁護支援策の構築に向けて、**各種の取組（下図①、②及び③）の実践事例を通じた分析・検討を深め、取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進める。**
- そのうち**法人後見に関する取組（下図①[1]）**については、これまでのモデル事業の実践や令和5年度に策定する「法人後見（業務委託型）実施の手引き（案）」をもとに**その実施の促進を図るとともに、取組拡大に向けて解消すべき課題の検証等を行い、その成果を反映して本手引きの成案を得る。**

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

（実績） 10自治体（令和4年度）

● 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

【実施主体】 都道府県・市町村（委託可） 【基準額】 ①の[1]以外の取組 1自治体あたり 5,000千円【補助率】 3/4 ①の[1]の取組 1自治体あたり 10,000千円【補助率】 1/2



拡
充

新たな権利擁護支援策構築に向けた「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室（内線2228）

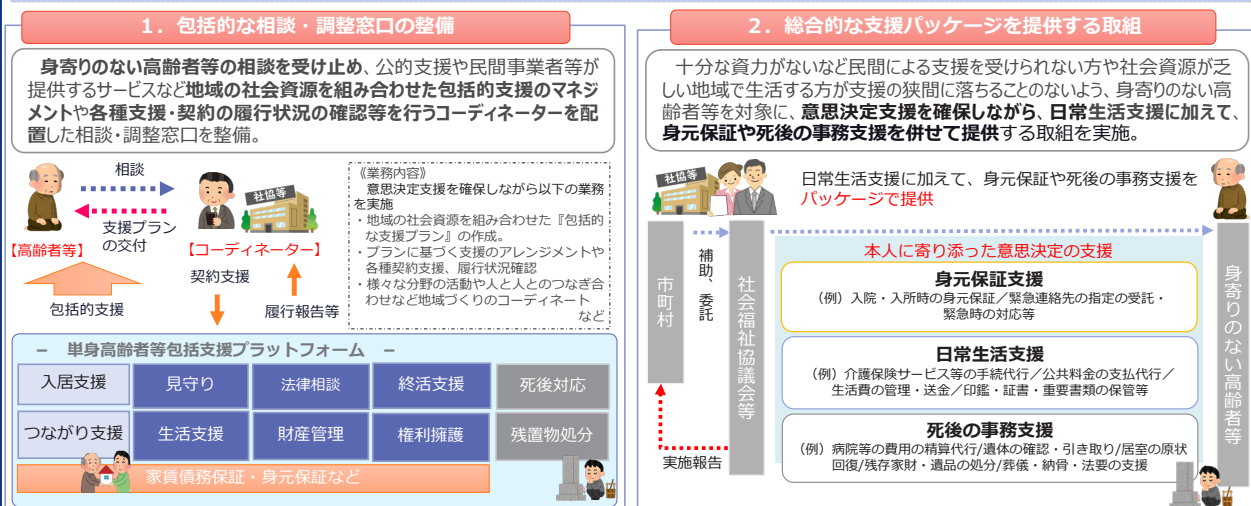
※ 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」における「身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組」の取組例

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方等を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施し、課題の検証等を行う。**

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【実施主体】 市町村（委託可） 【基準額】 1自治体あたり 5,000千円／取組 【補助率】 3/4



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

○困難な問題を抱える女性への支援

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく女性相談支援員等の支援体制の整備促進や、女性自立支援施設への通所による支援のモデル事業の実施

拡充

女性相談支援員活動強化事業

社会・援護局総務課女性支援室（内線4584）

令和6年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円の内数（23億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性への支援の担い手となる女性相談支援員の手当を支給することで必要な人材を確保するとともに、各種研修受講等を推進することで、専門性の向上を図ることを目的とする。

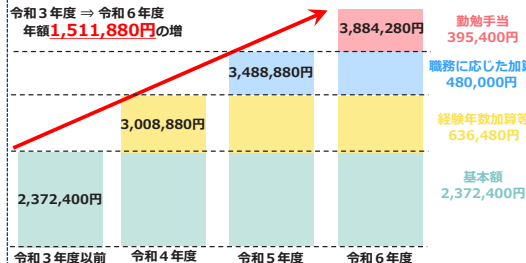
2 事業の概要・スキーム

- 女性相談支援員の業務内容や勤務実態を踏まえ、研修受講の有無や経年数に応じた手当を支給することで、必要な人材を確保し、適切な支援を提供する。
- さらに、女性相談支援員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員に要する経費を補助する。

【拡充内容】

- 女性支援新法の施行を踏まえた**実施主体の拡大（町村の追加）**。
- 地方自治法の一部を改正する法律を踏まえた、**勤勉手当の新設**。

＜処遇改善の実施状況（経年数5年統括女性相談支援員の場合のイメージ）＞



3 実施主体等

＜実施主体＞

都道府県・市町村（特別区含む）

＜補助率＞

国1/2（都道府県・市町村1/2）

＜相談員配置実績等＞

相談員数：1,579人（R4.4.1時点）
相談対応件数：延べ437,113件（R3年度）

＜補助単価案＞

1. 女性相談支援員手当等

（1）女性相談支援員手当

- ア 基本額 研修修了者：月額 197,700円、研修未修了者：月額 153,900円
- イ 経年数加算（R4～）
- i 経年数3～9年の者 研修修了者：月額 4,500円 ×（経年数-2年）
研修未修了者：月額 3,500円 ×（経年数-2年）
 - ii 経年数10年以上の者 研修修了者：月額 45,000円
研修未修了者：月額 35,000円
- ウ 期末手当（R4～）
研修修了者：年額 474,480円
研修未修了者：年額 369,360円

工 勤勉手当（R6～） 研修修了者：年額 395,400円

研修未修了者：年額 307,800円

（2）統括女性相談支援員加算 月額 40,000円（R5～）

（3）主任女性相談支援員加算 月額 5,000円（R5～）

2. 女性相談支援員活動費

- ア 都道府県 女性相談支援員の数 × 60,000円
- イ 市町村 女性相談支援員の数 × 51,000円
- ウ 研修旅費 1人あたり年額 46,360円
- エ 代替職員 1自治体あたり年額 246,080円

新規

女性自立支援施設通所型支援モデル事業

社会・援護局総務課女性支援室（内線4584）

令和6年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円の内数（23億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性のうち女性自立支援施設（現：婦人保護施設）への入所による支援が望ましいと考えられる女性であっても、若年女性、同伴児のいる女性、障害を持つ女性等の概ね3割が入所につがっていない。
- また、入所につながらなかったケースについては、その後の行き先や支援の状況が把握できない場合も多く、支援が途切れている可能性もある。
- そのため、女性自立支援施設へ通所しながら、性暴力等の被害からの心身の健康の回復に向けた支援や、安定的な日常生活を営んでいくための専門的な相談支援等を継続的に受けられる事業をモデル的に実施し、入所につながらなかったケースへの効果的な支援の在り方を検討する。

2 事業の概要・スキーム

1. 日中活動等を通じた居場所の確保や生活習慣等の定着支援

日中活動等を通じて、日中の居場所を提供するとともに、就業意欲を高め、一般的な生活力を身につけるための支援を行う。

2. 心理療法

定期的な心理療法等を実施し、性暴力等の被害からの心身の健康の回復を図る。

3. ピアサポート

施設入所者を含め、同じ立場や境遇、経験等を有する女性同士の情報交換や交流の場の提供など、当事者性を活かしたサポート活動を行う。

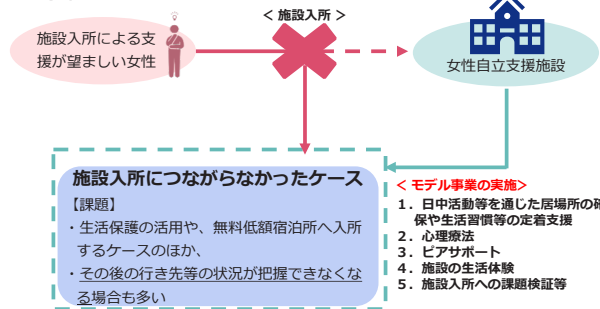
4. 施設の生活体験

施設入所が望ましい者等について、事前に施設における生活を体験することで、本人の意思決定等を支援する。

5. 施設入所への課題検証等

入所に至らなかったケースについて、その要因を検証し、必要な見直しを図るとともに、必要に応じた入所の促進を図る。

＜事業イメージ＞



3 実施主体等

【実施主体】都道府県

【補助率】3/4

【補助単価案】1施設あたり 5,571千円、4の利用者一人当たり日額2,405円

○自殺総合対策の推進、ひきこもり支援の推進

➢ こども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援、自殺未遂者の包括的支援体制の構築による自殺予防の取組の更なる推進

こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進

社会・援護局総務課
自殺対策推進室（内線2279）

令和6年度当初予算案 37億円の内数（35億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額
※ 令和5年度補正予算額 20.7億円の内数

（37億円の内訳）
地域自殺対策強化交付金 31億円
調査研究等業務交付金 6億円

1 事業の目的

○令和4年（2022年）の小中高生の自殺者数は、過去最多の514人となっており、自殺予防などへの取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や、自傷行為等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要。
○こどもの自殺対策緊急強化プラン（令和5年6月2日決定）や、自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）においても、こどもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組みの構築について盛り込まれている。
○こうした状況を踏まえ、こどもの自殺対策の強化の観点から、こどもや若者の自殺危機対応チームの設置によるこどもや若者の困難事案への的確な対応に向け、引き続き、取組を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

多職種の専門家等で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業を実施する。

こども・若者の自殺危機対応チーム（事務局：地域自殺対策推進センター等）

○支援対象者：次の若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者

- ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない、④家族を自殺で亡くしている 等

○構成：精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする

○内容：地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。

- ①チーム会議の開催：支援方針・助言等の検討
- ②支援の実施：支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
- ③支援の終了：地域の関係機関への引継

○都道府県・指定都市への取組支援：

厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのちを支える自殺対策推進センター」が、長野県等の取組に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



3 実施主体等

実施主体：都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのちを支える自殺対策推進センター」
補助率：10/10

拡
充

自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業

社会・援護局総務課
自殺対策推進室（内線2279）

令和6年度当初予算案 37億円の内数（35億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

（37億円の内訳）
地域自殺対策強化交付金 31億円
調査研究等業務交付金 6億円

1 事業の目的

○我が国の自殺者数は、21,881人（令和4年）となっており、依然として高い水準で推移している深刻な状況にある。
○自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）でも、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐことの重要性が盛り込まれている。
○未遂者が退院後、地域に戻った際に必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行う、都道府県等における推進体制を整備することを目的とする。

2 事業の概要

○令和5年度に引き続き、自殺未遂者の自殺企図の再発を防止するため、コーディネーターを配置し、「自傷・自殺未遂レジストリ」に参加している救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行うモデル事業の実施。

また、都道府県の設置する地域自殺対策推進センターと救急病院等の関係機関の連携体制構築のための定期的な会議を実施。（地域自殺対策強化交付金）

○事業実施に当たっては、「いのちを支える自殺対策推進センター」からの情報提供、研修等の支援を受けて行うものとする。このため、同センターの体制の強化を図る（調査研究等業務交付金）

3 事業スキーム・実施主体等

実施主体：都道府県（自傷・自殺未遂レジストリの参画救急病院を所管する都道府県に限る。）

厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのちを支える自殺対策推進センター」

補助率：10/10（都道府県分は概ね3年程度を上限）



※ 令和6年度においては、実施自治体数を5自治体から7自治体程度に拡充。

拡
充

都道府県自殺対策プラットフォームの構築

社会・援護局総務課
自殺対策推進室（内線2279）

令和6年度当初予算案 1.2億円の内数（1.1億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）において、「地域自殺対策推進センターが地域自殺対策の牽引役として自殺対策を進められるよう、地域自殺対策推進センター長の設置及び全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援することや、「地域においては、地方公共団体、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関（地域自殺対策推進センター、精神保健福祉センター、保健所等）とのネットワーク化を推進し、当該ネットワークを活用した必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりを支援する」ことについて盛り込まれている。

○このため、都道府県・指定都市自殺対策推進センターにおけるセンター長の配置、及び各都道府県における地域自殺対策推進センターを事務局とした地域自殺対策プラットフォームの構築を支援するため、地域自殺対策推進センター運営事業の拡充を図る。

2 事業の概要・スキーム

1. センター長の配置（都道府県・指定都市）

新たな大綱において、都道府県・指定都市自殺対策の実務責任者として「地域自殺対策推進センター長」を任命し、責任の所在を明確にすることとされたところであり、新たに専任の職員の配置や会議開催に要する経費を拡充する。

2. プラットフォームの構築（都道府県）

都道府県が市町村等に対して支援を行う際などに、各都道府県における自殺対策の関係機関が、それぞれの組織単独で対応したのでは陥りかねない資源不足を補うため、当該関係機関等が情報の共有や実務的な連携を行うための枠組みとして「地域自殺対策プラットフォーム」を構築することが新たな大綱において明記したところ。

これら連携を円滑に行うために、地域自殺対策推進センターに自殺対策連携推進員等を配置するほか、連絡調整に係る会議開催に要する経費を拡充する。

3 実施主体等

○地域自殺対策推進センター長の配置・・・実施主体：都道府県・指定都市、補助率：1/2

○都道府県自殺対策プラットフォームの構築・・・実施主体：都道府県、補助率：1/2

拡
充

自殺対策に関する調査研究等の体制拡充

社会・援護局総務課
自殺対策推進室（内線2279）

令和6年度当初予算案 6.0億円（4.9億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

●自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、「自殺対策の総合かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に基づき、「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）」が厚生労働大臣指定調査研究等法人として指定されている。

●令和4年の小中高生の自殺者数が令和2年を越えて過去最多の514人となったことを踏まえ、こどもの自殺対策緊急強化プラン（令和5年6月2日決定）や、自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）を踏まえた取組等を推進するため、指定調査研究等法人の取組、体制を強化する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

○こどもの自殺対策の強化

（1）こどもの自殺に関する情報収集・調査分析の体制強化

こどもの自殺対策の推進に必要なデータ等を収集・分析する体制を強化するため、情報収集・調査分析を担当する職員を増員する。

（2）こども・若者の自殺危機対応チーム事業に取り組む自治体への支援の強化等

こども・若者の自殺危機対応チームを設置し、運営する自治体への支援を強化するため、担当職員を増員するとともに、事例の収集・整理、ガイドラインの策定に向けた検討等に要する経費を拡充する。

（3）自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業に取り組む自治体への支援の強化等

自傷・自殺未遂レジストリに登録された自殺未遂に関する情報の調査分析を実施し、より有効な自殺未遂者支援に活用するため、担当職員を増員するとともに、自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業に取り組む自治体数の拡充を踏まえ、それらの自治体に対する研修の実施に要する経費を拡充する。

○指定調査研究等法人における体制の拡充

（4）著名人の自殺報道等への対応の強化

著名人の自殺報道等について、手段や場所等の詳細を報じることは、その内容や報じ方によってはこどもや若者、自殺念慮を抱えている人に強い影響を与えかねないため、担当職員の増員や自殺報道に関する勉強会の開催等により、WHO発行の『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道が実施されるよう、対応を強化する。

（5）自殺対策に取り組む自治体、民間団体への支援等の強化

自治体職員向けeラーニングの運用及び研修内容の充実、都道府県自殺対策プラットフォームの構築に取り組む自治体職員や自殺対策に取り組む民間団体関係者に対する研修の企画、実施等に要する経費を確保する。

（6）海外への情報発信、海外の取組の情報収集等を通じた国際連携の推進

日本の自殺対策の取組についての国際的な発信、海外の自殺対策の情報収集等を行い、国際連携の推進を図るため、外国旅費等の経費を拡充する。

3 実施主体等

実施主体：厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」 補助率：10/10

拡
充

ひきこもり支援推進事業

社会・援護局地域福祉課（内線2219）

令和6年度当初予算案 16億円（16億円）※（）内は前年度当初予算額 ※生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

1 事業の目的

- ひきこもり当事者やその御家族が、より身近なところで相談ができ、必要な支援が受けられる環境づくりを目指して、相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 令和6年度においては、ひきこもり状態にある方が増加している状況への対応に加え、令和6年4月に施行される「孤独・孤立対策推進法」や就職氷河期世代支援の新行動計画等に基づくひきこもり支援の更なる推進のため、市町村における「ひきこもり地域支援センター」「ひきこもり支援ステーション」「ひきこもりサポート」事業の整備を加速化する。
- 併せて、支援対象者が抱える複雑・複合化した課題や長期化する支援に対応している、ひきこもり支援従事者を支援するための加算を創設し、効果的・継続的なひきこもり支援体制の構築を図る。

2 事業概要・スキーム・実施主体等

① 市町村における相談支援体制整備の加速化

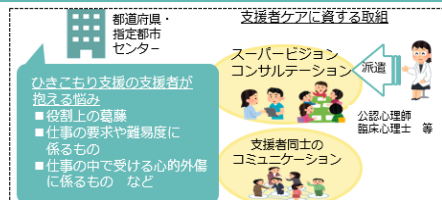
ひきこもり地域支援センター等の設置・運営に必要な予算を確保（※1）するとともに、市町村の支援環境の整備を加速化させるため、センター等の設置に向けた相談の場、居場所づくり、実態やニーズ把握等の取組に必要な備品購入費や修繕費、準備スタッフの雇い上げ費用等の準備費用に対し補助（※2）する。

- | | | | | |
|----|--|-----------|--------|---------|
| ※1 | ・実施主体：都道府県・市町村 | ＜令和4年度実績＞ | 257自治体 | 補助率：1／2 |
| ※2 | ・実施主体：市町村（指定都市を除く。次年度新たにセンター等の事業を開始する市町村に限る） | | | 補助率：3／4 |

② 支援者ケア加算の創設

支援者が抱える悩みの解消・抑制のため、オンラインのコミュニケーションツールを活用し、ひきこもり支援従事者同士が繋がることにより悩み等を共有するほか、公認心理師・臨床心理士等の派遣を受けてスーパーバイズ等を実施する場合、国庫補助基準額に一定の加算（2,000千円）を行う。【拡充】

- ・実施主体：都道府県・指定都市 補助率：①と同様



○現地調査・遺骨収集の計画的実施、戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備等

拡
充

戦没者の遺骨収集事業（現地調査・遺骨収集の計画的実施）

社会・援護局事業課（内線4510）

令和6年度当初予算案 26億円（26億円）※（）内は前年度当初予算額

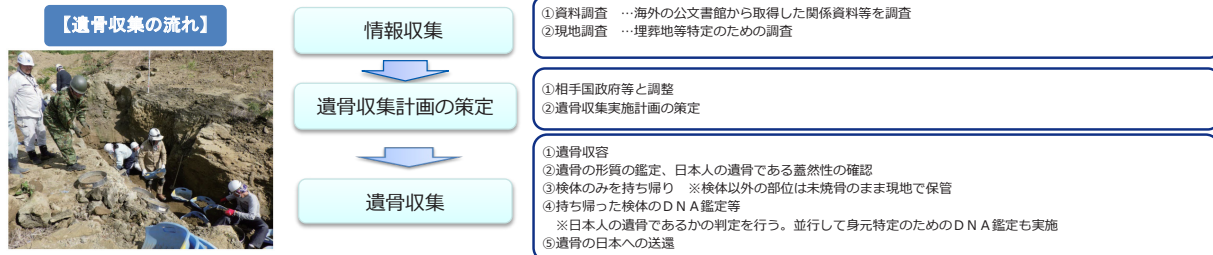
※令和5年度補正予算額 50百万円

1 事業の目的

- 戦没者の遺族が高齢化している現実を重く受け止め、一日も早く、一柱でも多くの戦没者の遺骨を本邦に送還し、戦没者の遺族に引き渡すことは、国の重要な責務である。
- 平成28年に制定された「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」及び同法に基づき閣議決定された「基本計画」を踏まえ、専門的な知見を有する者や幅広い世代の参画を得て、戦没者の遺骨収集に全力を挙げて取り組む。

2 事業の概要・スキーム

- 海外等における遺骨収集事業は、令和11年度までの集中実施期間において、国内外の情勢等の影響により調査を実施できていない約3,300か所（令和4年3月末時点）の情報等に係る現地調査を計画的に実施し、1柱でも多くの遺骨収集を実施することとされており、令和6年度においても、計画的な実施に必要な経費を計上する。
- 硫黄島における遺骨収集事業は、「硫黄島の滑走路地区等の遺骨収集帰還に関する基本的方針」に基づき、毎年度計画的に取り組んでいる。令和6年度においては、引き続き、滑走路地区のボーリング調査や過去に発見された地下壕の掘削等を行うための経費を計上する。



3 実施主体等

厚生労働省、一般社団法人「日本戦没者遺骨収集推進協会」、沖縄県

4 事業実績

硫黄島、東部ニューギニア、モンゴル、ビスマーク・ソロモン諸島、トラック諸島、カザフスタン等で現地調査・遺骨収集を実施（令和5年10月末現在）

戦没者遺骨の鑑定事業（戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備）

社会・援護局事業課（内線4510）

令和6年度当初予算案 6.7億円（6.7億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 戦没者の遺骨を関係遺族へお返しするために、平成15年度から、希望する遺族に対して国費により遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を実施し、身元が特定された遺骨について遺族にお返ししている。
- 遺骨収集事業により収容した遺骨については、形質鑑定・DNA鑑定の結果や埋葬地資料、遺留品等を総合的に勘案して、日本人の遺骨であるか否かの判定を行っている。

2 事業の概要・スキーム

- 身元特定のためのDNA鑑定は、厚生労働省が遺骨を保管している全地域を対象に、公募により実施している（令和3年10月から実施）。
- 遺骨の鑑定については、遺留品や形質鑑定の見解を踏まえ、我が国の戦没者の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体（遺骨の一部）を採取して、他の部位は現地で一時保管するものとする。本邦に持ち帰った検体のDNA分析等を行い、専門家による総合的な判断を実施し、我が国の戦没者の遺骨であると判定された場合に、現地で一時保管している遺骨を本邦に送還する。
- 厚生労働省に設置した戦没者遺骨鑑定センターにおいて、上記のDNA鑑定による戦没者の遺骨の所属集団判定や身元特定、同位体分析等の新たな鑑定技術の研究など、多岐にわたる科学的鑑定を一元的に進行管理するとともに、戦没者の遺骨の鑑定等に関する体制の整備を行う。

【参考】身元特定のためのDNA鑑定

① 厚労省HP等で遺族からDNA鑑定の申請を公募
申請内容を確認の上、遺族に検体採取キットを送付。遺族のDNAサンプルを提供いただく

② 遺骨と、遺族のDNAサンプルを基に、鑑定機関においてDNA鑑定を実施

③ DNA鑑定の結果について、専門家による議論を行い、遺骨と遺族の血縁関係を判定し、遺骨の身元を特定



3 実施主体等

厚生労働省、大学・研究機関

4 事業実績

これまでに身元が判明した遺骨 1,239件（令和5年10月末時点）

○持続可能で安心できる年金制度の運営

持続可能で安心できる年金制度の運営

年金局総務課（内線3646）

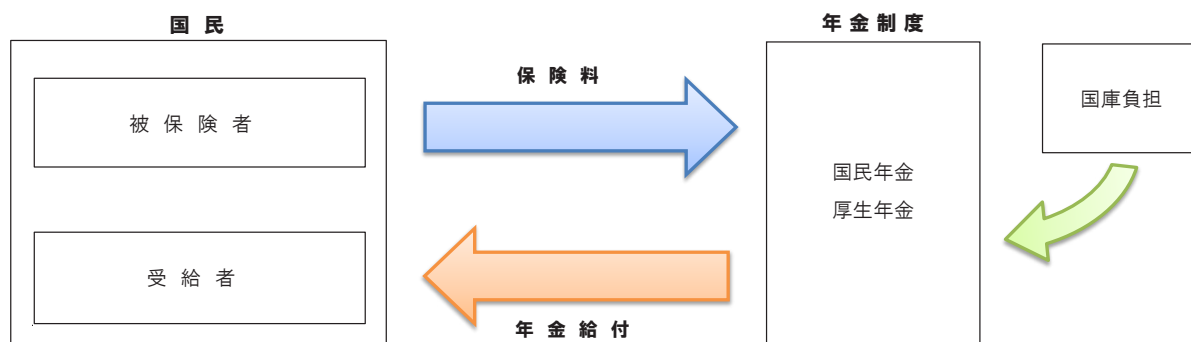
令和6年度当初予算案 13兆3,237億円（13兆0,078億円）※（）内は前年度予算額

1 事業の目的

- 基礎年金の国庫負担2分の1を維持し、長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を将来にわたって持続可能なものとする。
- 「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に基づき、所得の額が一定基準以下等の高齢者や障害者等に対して、年金生活者支援給付金を支給する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 老齢、障害又は死亡による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持・向上に寄与するため、年金等の給付を行う。



○被災者・被災施設の支援、雇用の確保、原子力災害からの復興への支援等

復旧・復興関連施策

復旧・復興関連施策一覧

令和6年度当初予算案 98億円 (107億円)

※ () 内は前年度当初予算額

第1 東日本大震災や熊本地震をはじめとした災害からの復旧・復興への支援

項 目	担当部局課室名
被災者・被災施設の支援	
(1) 医療・介護・障害福祉制度における財政支援	
① 避難指示区域等での医療保険制度の特別措置	保険局総務課 (内線3135) 保険局保険課 (内線3152、3245) 保険局国民健康保険課 (内線3256) 保険局高齢者医療課 (内線3194) 保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室 (内線3383) 老健局介護保険計画課 (内線2264、2164)
② 避難指示区域等での介護保険制度の特別措置	障害保健福祉部障害福祉課 (内線3091)
③ 避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置	保険局国民健康保険課 (内線3256) 保険局高齢者医療課 (内線3194) 老健局介護保険計画課 (内線2937)
(2) 医療・介護保険料等の収納対策等支援	医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室 (内線4148)
(3) 被災地域における地域医療の再生支援	健康・生活衛生局総務課指導調査室 (内線2322)
(4) 保健衛生施設等の災害復旧に対する支援	
(5) 被災者支援総合交付金 (復興庁所管) による支援	
① 被災者の心のケア支援	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 (内線3069)
② 被災者への見守り・相談支援等	社会・援護局地域福祉課 (内線2219)
③ 介護等のサポート拠点に対する支援	老健局認知症施策・地域介護推進課 (内線3935、3878)
④ 被災地の健康支援活動に対する支援	健康・生活衛生局健康課 (内線2398)
(6) 被災者に対する見守り・相談支援等の実施	社会・援護局地域福祉課 (内線2219)
(7) 被災地における福祉・介護人材確保事業	社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 (内線2849)
(8) 長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制再生事業	老健局高齢者支援課 (内線3925)
(9) 「第2期復興・創生期間」の終了を見据えた障害福祉サービスの事業再開支援事業	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 (内線3091)
雇用の確保等	
(1) 原子力災害の影響を受けた被災者の一時的な雇用の確保	職業安定局地域雇用対策課 (内線5794)
(2) 産業政策と一体となった被災地の雇用支援	職業安定局地域雇用対策課 (内線5794)
(3) 福島避難者帰還等就職支援事業の実施	職業安定局地域雇用対策課 (内線5794)
(4) 復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策	労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室 (内線5489)

第2 原子力災害からの復興への支援

項 目	担当部局課室名
(1) 食品中の放射性物質対策の推進	健康・生活衛生局食品監視安全課 (内線4592)
(2) 東京電力福島第一原発作業員への対応	労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室 (内線2181)